

令和4年第1回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和4年1月14日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮	一	君	2番	高	道	洋	子	君	
3番	進	藤	晴	子	君	4番	榊	原	深	雪	君
5番	田	利	正	文	君	6番	熊	澤	芳	潔	君
7番	高	橋	健	一	君	8番	川	上	修	一	君
9番	高	橋	秀	樹	君	10番	二	川		靖	君
11番	木	村	明	雄	君	12番	井	脇	昌	美	君
13番	吉	田	敏	男	君						

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺 俊一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山 晃徳 君
総務課長	松野 孝君
福祉課長	保多 紀江 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田 晋一 君
事務局次長	野田 誠君
総務担当主査	中鉢 武志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定について＜P 4＞
- 日程第 3 報告承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 1 号）〕＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 2 号）＜P 5～P 9＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席であります。ただいまから、令和4年第1回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和4年第1回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も比較的穏やかな新年を迎えられたかなと思っていたところではございますけれども、11日から12日にかけて低気圧が発達しながら北海道付近を通過したことに伴いまして、十勝地方では記録的な大雪となりました。足寄町においても、場所によっては違うかというように思いますが、三、四十センチぐらいの大雪となったかなというように思っております。

この大雪による被害については、農家の農業用のビニールハウスが2棟破損したということで報告を受けておりますけれども、そのほかについては被害の情報というのはございませんでした。まだまだ町道においても除雪が十分でないところもあるかというように思いますが、除雪、町民の皆様も大変でありますけれども、大きな被害がなくてよかったですかなというように思っているところでございます。

それから、新型コロナウイルス感染症の関係でございまして、新規感染者の数が今年に入ってから急激に増えてきております。沖縄、山口、広島の3県においては蔓延防止等重点措置が適用されているというような状況もありますし、また昨日全国でも1万8,000人を超えるぐらいの方が新規感染者となっているということで

ございます。新たな変異株ということで、オミクロン株なども出てきておまして、その影響もこれからますます増えてくるのかなというように思っておりますので、今後とも予断を許さない状況なのかなというように思っております。

ただ、どんな変異株が出てきても、私たちがやれることというのは今までどおりマスクの着用ですとか、手指消毒、それから人と人の距離を取る、換気など、基本的な感染予防対策ということになりますので、今後とも引き続き御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、昨年12月の第4回の定例会でもお願いをしておりました、子育て世帯臨時特別給付金事業に関する専決処分を行いましたので、その承認をお願いする報告承認1件と、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、それから新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業に関する補正予算、この議案2件を予定してございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、6番熊澤芳潔君、8番川上修一君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）
本日開催されました、第1回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、報告承認第1号と議案第1号について、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり令和3年12月16日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し御承認をお願い

いたします。

専決処分の理由でございますが、子育て世帯臨時特別給付金事業の実施に当たり、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度足寄町一般会計補正予算（第11号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,066万1,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業といたしまして、臨時特別給付金4,515万円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

上の段になりますが、第15款国庫支出金におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業費国庫補助金といたしまして、歳出と同額の4,515万円を計上いたしました。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 歳出の関係で、この事業は事務的な経費というのはかからないものなのではないのでしょうか。補助金、18節の負担金、補助金だけに金額が載っているの

ですけれども、その辺ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 12月の追加議案で補正予算で、まず現金支給の先行支給の5万円の分について予算の提案をさせていただいたときに、事務費のほうも併せて提案をさせていただいております。今回に関しましては、クーポン券を発行するわけではなく、先行支給の分と一緒に振込等をさせていただく形となったことから、事務費の分については計上を今回させていただいておりますので御理解ください。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度足寄町一般会計補正予算（第11号）〕の件は、原案のとおり承認をされました。

◎ 議案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算

（第12号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第12号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,861万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,928万円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業といたしまして、会計年度任用職員配置に伴います報酬費などの人件費のほか、臨時特別給付金1億1,480万円など合わせて1億2,571万5,000円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、会計年度任用職員配置に伴います報酬などの人件費のほか、11ページまでになりますが、謝礼1億92万2,000円、医療機関等への協力交付金1億26万9,000円など合わせて2億90万4,000円を計上いたしました。

なお、ワクチン接種事業に係る予算につきましては、当初ワクチンの追加接種につきましては2回目接種の完了から8か月経過後の3月から実施を予定しておりましたが、2月以降高齢者等につきましては7か月に短縮できるとの国の方針に基づきまし

て、2月から前倒しして実施することとしたため計上したことを申し添えさせていただきます。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金を計上いたしました。

以上、議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第12号)の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから10ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番(高道洋子君) 質問いたします。

9ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金のことでございますが、13ページの予算説明資料のほうの中から質問したいと思えます。

この臨時特別給付金ということは本当に多額な金額でございますが、国からの全面的な支援ということで本当にせつかく頂いた給付金でございますので、対象者全世帯に一人も漏れなく支給できるようにしていただきたいという願いの下に質問します。

この中で、住民税非課税世帯が1,094世帯と家計急変世帯が54世帯ということでございます。この両方の世帯に対する、対象者に対する周知の徹底の仕方なのですが、いつもと同じなのかもしれませんけれども、今回どのように周知徹底するのか説明願います。

○議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 周知の方法で

ございますが、まず住民税の非課税世帯につきましては、対象と思われる世帯の方につきましては国でいうプッシュ型といたしまして、こちらからの申請、あなたは対象になる可能性がありますよというお宅につきましては、こちらのほうから通知を送ります。なので、対象見込みの方についてはそのような形でお手紙が届きます。

次に、それに漏れていたり、家計の急変世帯の方に関しましては、自治会回覧等で周知を図っていきなというふうに思っています。

以上です。

○議長(吉田敏男君) 2番。

○2番(高道洋子君) 1,094世帯については封書か何かで通知と、それから54世帯については回覧ということはどういうことでしょうか。申請してくださいということですか。

○議長(吉田敏男君) 福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 家計急変世帯につきましては、もともと課税世帯の方が収入がコロナの関係で急激に減った世帯に対しての支給となりますので、こちらのほうでは対象となる可能性のある世帯というのは分かりませんので、対象となる方から申請をしていただく必要があります。そのため、申請についての、受付についての回覧等を行いたいというふうに考えております。

○議長(吉田敏男君) 2番。

○2番(高道洋子君) 1,094世帯のほうは非課税世帯ですから多分すぐ出るのだと思いますけれども、この54世帯は、そうしたらおおよそということで出した世帯ですか。

○議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 54世帯というのは、小さい数字になっておりますけれども、こちらにつきまして非課税世帯1,094世帯の約5%ぐらいということで見込んでおりまして、もし申請の方が多く

なった場合につきましては、また補正予算のほうをお願いすることになると思っております。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうしたら、周知というか、回覧板の場合、自分がそうなんだということが条件がいろいろあると思うのですけれども、よくよく分かるように、申請しやすいように丁寧な、あまり行政用語を使わないで、そういう自分のうちが対象なのか対象外なのかということが分かるようにお願いしたいとひとつ思います。

それから、この非課税世帯のほうですけれども、案外封書を出しても、例えば非課税世帯もすごく全体の3分の1ぐらいになるのですか、全世帯のうちの。3,000世帯ぐらいでしたか、全世帯が、足寄町で。結構多い数字だと思うのですけれども、やはり内容が周知のはがき、封書が来て、よくその日のうちに読めるうちと、それから今は独居老人、高齢独居老人も1世帯を持っていて、またそれが健全でうちにいればいいのですけれども、施設に入っていたり病院に入院しているとか、そういう人も様々であるわけですね、その世帯といっても。ですから、1回目の周知ではなかなか全世帯きちんと把握できない場合があるかと思えます。今までもそうでなかったかなと思うのですけれども。その次ははがきと、今はがきでしたか。次の手ということで一人も漏れなく周知できるような、それは考えているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 前に行った特別定額給付金の中には、高齢者の方も御辞退された方以外については申請をさせていただいております。そのときには御家族の方だったり、それを支援している介護事業所のケアマネさんですとか、あとこれから民生委員の方にもこの事業内容をお知らせして御支援を頂くことになっておりますけれども、その方、御家庭で、一人暮らしの

方を支えていただいている方たちの支援も頂きながら対応していきたいなというふうに思っております。

また、今回につきましては、封書を出したらそれに対する確認書を送付、返送いただくという形になっておりますので、申請を頂かなくても、頂くという形ではないので、その返信がなければ来てない方が分かりますので、その方に対してどのような形かでアプローチができるようなことを考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

よく私、独居老人の高齢の方ですね、80、90の方のところに行ったときに、ちょうどいいところに来てくれたということで、役場からこういう手紙が来たのだけれども意味が分からないと。漢字が多いのと、それと言ってる意味が分からない、どういことでしょうかねということで、私もよく分からなくて役場の係の人に電話したりして説明してあげることができるのですけれども、結構そういう例がだんだんですね、私たちもそうですけれども、高齢になるほどに理解力が、字を読む集中力というのかしら、何を言わんとしているかということが、特に官公庁の文書は押しなべて行政用語が多くて、自分たちは分かるのだけれども町民は案外分からないことがあるのですね。それでどうしていいか分からなくて申請してなかったり、そのままにしたり、子供も結構遠いところにいたり、何か人に見せるの恥ずかしいとかということで、そういうことがありますので、本人が本当にレベルをぐっと分かりやすく文章を、どういう手紙なのかということが分かるように周知願いたいなということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） 6ページなのですけれども、衛生費の国庫補助金、これについてちょっとお伺いをしたいと思えます。

年が明けてからオミクロン株というのか、これが急激に増えてきているということでございます。そこで、3回目のワクチンが計画されていると思うのですけれども、これについてちょっと詳細な説明をお伺いしたいと思えます。それについてはやはり今まで町民センターでもやっていた、もしくは3つの病院でもやっていたわけなのだけれども、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） コロナワクチンの3回目の接種についての、どのような方法でするかというような御質問かと思うのですけれども、3回目の追加接種につきましては、まず接種の方法としては町民センターでの集団接種での実施を考えております。医療従事者、高齢者施設の入所者と通所、デイサービスとかに通っている高齢者の方とかはその事業所において接種を行いますけれども、それ以外の一般の高齢者の方以降につきましては町民センターでの集団接種というふうに考えております。

2月から土曜日と日曜日に月に4日間程度を実施する予定でございまして、今後、あとはワクチンなのですが、ワクチンはファイザー社のワクチンとモデルナ、武田／モデルナ社のワクチンの2種類が配分されるということになっておりますので、ワクチンの選択をしていただく、あと日程の選択をしていただく、あと時間も午前中と午後と30分単位ぐらいでまた分けて設定しておりますので、そのような選択をしていただいて、御都合のいい日に希望される方が打てるような形にしていきたいと思えます。

そのほか、今回個別接種ですと、平日な

ので患者輸送バスが走っているということで、ちょっと離れた方も高齢者の方も打てるという形だったのかなと思うのですが、土日になりますと、通常ですと患者輸送バスが走っておりませんので、今回は土曜日の日に各方面に、建設課と協議をしまして、臨時バスを送迎バスを走らせるということで今のところ予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについては2月頃からということのようすけれども、日にちについて、やはり決まった日にちでない困るのだとは思いますが、いつ頃まで、例えば1回で終わるのか、それとも何か月か猶予を持ってやるのか、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 3回目のワクチンの接種は令和4年9月30日までに実施をすることとなっております。足寄町としましては、今接種期間の前倒し等が、短縮等が言われておりますけれども、2月から現在のところ6月ぐらいまで土日を全部で20日間ぐらいを設定して実施していこうかなというふうに考えておりますが、ワクチンの供給状況とか、希望者の状況によりましては最後のほうがなくなったりとかということも考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 3回目、これは分かりました。

そこで、今度、今年齢が低くして接種するというようなのですけれども、その辺については詳しいことが分かればお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今現在のワクチンの接種対象者は12歳の誕生日を迎え

た町民の方というふうになっております。
それは1回目の接種ですね。

今回国のほうでは、5歳から11歳までの小児についても接種を予定しております、報道によりますと3月から接種を開始できるのではないかとというような話になっております。

また、ワクチンの輸入も2月というような報道もございまして、詳細についてはまだ国のほうから通知は来ておりませんが、12月に町内の医療機関の方と協議をさせていただきまして、もう少し詳細が分かりましたら、町内の医療機関の方と再度協議をさせていただいて、接種の具体的な方法を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 今の関連なのですけれども、3回目の接種ということでいろいろちょっとマスコミ報道の中で打つてもいいとか悪いとかという、お医者さんのそれぞれの知見の関係で意見が相違しているということで、私自身も3回目のワクチンどうしようかなという、分からないので悩んでいるところなのです。

それで、今前倒しをして2月から3回目の接種していきたい。接種の薬についてはファイザーとモデルナということで、いろいろなことマスコミというかテレビ報道でいろいろなことが吸収されてしまったら、本当に打つていいのか悪いのかどうか、ファイザーからモデルナに変える、モデルナからファイザーに変える、そういった何か研究データがあって、なかなかやっぱり私自身も踏み切っているのか悪いのかという悩みがあるのですよね。それで、例えば国の方針の中で3回目の接種を推進していくというふうになれば、町民も不安があるというふうに私自身思っているのですよね。やっぱりそういった不安を払拭でき

るようなやっぱりものがなかったら、なかなか3回目の接種率も上がっていかないのかなというふうに考えておりますので、どうか福祉課のほうで知恵を絞っていただきながら、ではこれがいいよということがあればちょっと町民の方にお知らせをしていただきたいなというふうに思っておりますので、そこら辺のほう検討をよろしくお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 副反応の関係ですとか、どのような接種、今まで1回目と2回目打ったワクチンと3回目のワクチンを違うものにしたほうが効果が上がるのではないかと、いろいろなことが報道されておりますけれども、厚生労働省のほうから12月にそのようなワクチンを接種したらどのようなことかというようなお知らせみたいなものも出ておまして、こちらについては今後3回目の接種を受ける方に対して、接種券等と一緒に封書で送らせていただくかなというふうに思っています。それを見ながら御自分が希望されるかどうかを判断していただく方がいいのかなというふうに思っておりますので、ほかにホームページ等を使いながら、こういうものも周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定するのに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第1号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時37分 閉会

令和4年第1回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員